

鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月28日（金）第3481号の3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）

（会計課取扱い） 1

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第46号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第118条第1項第1号及び第2号ア中「2万円」を「5万円」に改め、同号ウ中「，図書券」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第118条第1項第2号ウの改正規定は、公布の日から施行する。